



一般廃棄物処理業許可証

石岡市指令第851号
令和6年3月21日

株式会社 東栄商事
代表取締役 東原 友彰 様

石岡市長 谷 島 洋 司



次のとおり許可する。

申請年月日	令和6年3月6日
営業所の所在地及び名称	土浦市白鳥町1096番地21 株式会社 東栄商事
取扱廃棄物の種類	1) ごみ 小美玉市高崎1824番地2 霞台厚生施設組合 裁判所執行官依頼の強制執行現場より発生する一般廃棄物
収集・運搬及び処分の別	収集・運搬
営業の区域	1) ごみ 石岡市石岡地区（条件に指定する強制執行現場のみ）
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
処 理 料 金	
条 件	<ol style="list-style-type: none">1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律など廃棄物関係法令及び条例や規則を遵守すること。2 廃棄物搬入先では、各施設の指示に従い不法な投棄は行わないこと。3 収集運搬中に廃棄物を飛散させないよう必要な措置を講じること。4 申請の車両を使用し、変更等があった際は速やかに届け出ること。5 裁判所執行官依頼の強制執行現場により排出される一般廃棄物については、「霞台厚生施設組合」へ搬入すること。6 実績報告書を翌月5日までに担当課へ提出すること。7 許可条件に定めることのほか関係法令等に違反行為があった場合は、許可の取消または停止を命ずることがある。